

令和7年度

大崎市エコ改善推進事業補助金の手引き

※本事業は「みやぎ環境交付金事業」です。

1 目的

地球温暖化防止や市民の環境意識の高揚を図るため、市民・事業者が行う設備の設置や導入を支援します。

※本事業における事業者とは、中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者です。

2 対象となる事業

●太陽光発電設備設置事業（市民・事業者対象）

1 補助要件

- (1) 市内で住宅（店舗等との併用も可）・事務所として使用する建物に設置したものの。（ただし、集合住宅（アパート等）に設置した場合は、補助事業者本人が住宅として使用していなければ、補助の対象になりません。）

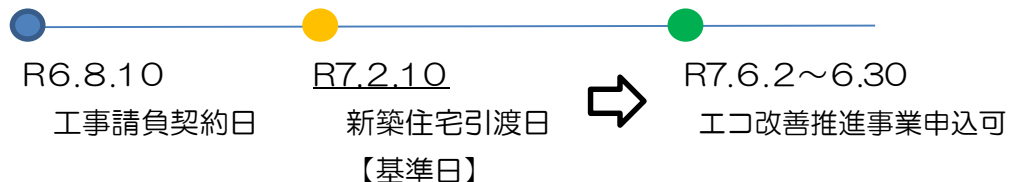
※同敷地内にある作業場・カーポートの屋根に設置した物も対象とします。

- (2) 引渡日（基準日）が、令和6年12月1日～令和7年5月31日（契約日※が、令和6年6月1日以降にものに限り）であること。

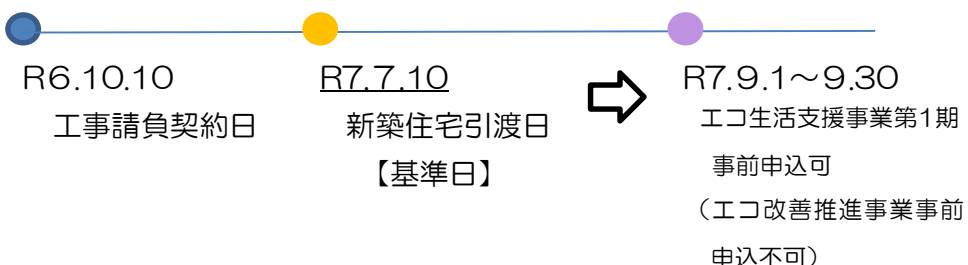
※契約日：太陽光発電設備の工事請負契約日。新築（建売）住宅と同時に太陽光設備の引渡しが行われた場合は、新築（建売）住宅の工事請負契約日（売買契約日）

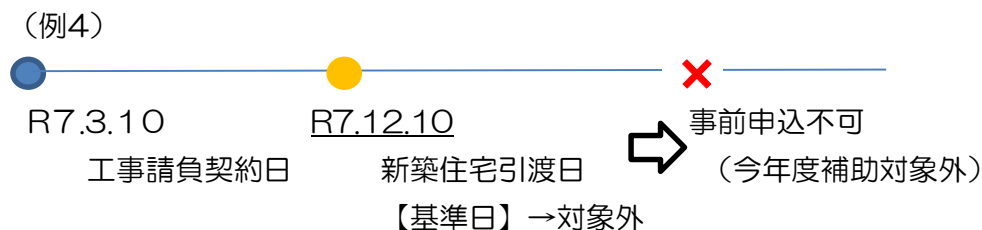
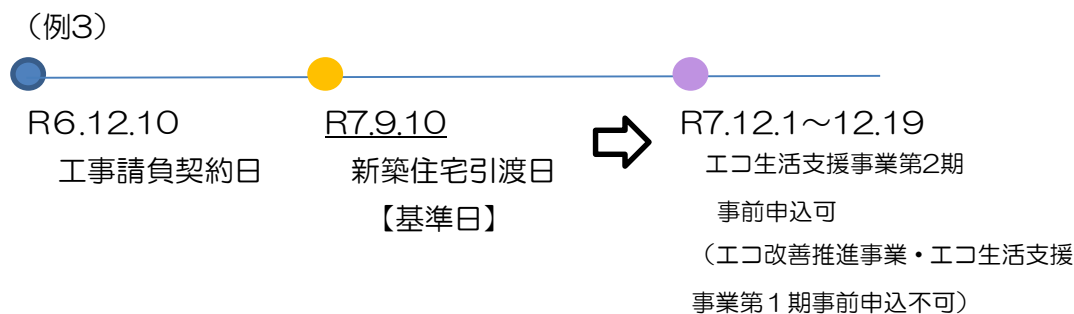
※新築住宅の例

（例1）



（例2）





2 補助金額

区分	補助金額	加算額	加算後補助金額
5 kW以上	50,000円	5,000円	55,000円
4 kW以上 5 kW未満	40,000円	5,000円	45,000円
3 kW以上 4 kW未満	30,000円	5,000円	35,000円
2 kW以上 3 kW未満	20,000円	5,000円	25,000円
1 kW以上 2 kW未満	10,000円	5,000円	15,000円

※当該システムの設置に係る請負者が、市内に主たる事業所等（本社や本店）を有する者（以下「市内事業者」という。）であるときは、補助金額に5,000円を加算した額とします。

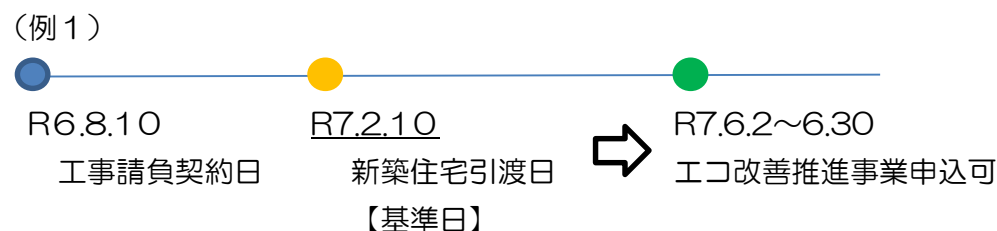
●定置用リチウムイオン蓄電池導入促進事業（市民・事業者対象）

1 補助要件

- (1) 市内で住宅（店舗等との併用も可）・事務所として使用する建物に設置したもの。
(ただし、集合住宅〈アパート等〉に設置した場合は、補助事業者本人が住宅として使用していなければ、補助の対象になりません。)
- (2) 太陽光発電設置済みであること。
- (3) 引渡日（基準日）が、令和6年12月1日～令和7年5月31日（契約日※が、令和6年6月1日以降にものに限り。）であること。

※契約日：蓄電設備の工事請負契約日。新築（建売）住宅と同時に蓄電設備の引渡しが行われた場合は、新築（建売）住宅の工事請負契約日（売買契約日）

※新築住宅の例





2 補助金額 定額 100,000円

項目	補助金額	加算額	加算後補助金額
市民・事業者申請	100,000円	5,000円	105,000円

※当該システムの購入先及び設置に係る請負者が市内事業者であるときは、補助金額に5,000円を加算した額とします。

●V2H充放電設備設置事業（市民対象）

1 補助要件

- (1) 市内で住宅（店舗等との併用も可）として使用する建物に設置したもの。（ただし、集合住宅〈アパート等〉に設置した場合は、補助事業者本人が住宅として使用していなければ、補助の対象になりません。）
- (2) 対象となるV2H機器
国のV2H充放電設備の補助金対象設備として、一般社団法人次世代自動車振興センターにより指定されているV2H充放電設備であること。
- (3) 住宅用太陽光発電設置済みであること。
- (4) 最大受電電力が10キロワット未満であること。
- (5) 引渡日（基準日）が、令和6年12月1日～令和7年5月31日（契約日※が、令和6年6月1日以降にものに限りま。）であること。

※契約日：V2H設備の工事請負契約日。新築（建売）住宅と同時にV2H設備の引渡しが行われた場合は、新築（建売）住宅の工事請負契約日（売買契約日）

※新築住宅の例・・・太陽光・蓄電池の例参照

2 補助金額 定額 50,000円

※当該機器の購入先及び設置に係る請負者が市内事業者であるときは、補助金額に

5,000円を加算した額とします。

項目	補助金額	加算額	加算後補助金額
市民申請	50,000円	5,000円	55,000円

●家庭用高効率給湯器設置事業（市民対象）

1 補助要件

(1) 市内で住宅（店舗等との併用も可）として使用する建物に設置したもの。（ただし、集合住宅〈アパート等〉に設置した場合は、補助事業者本人が住宅として使用していなければ、補助の対象になりません。）

(2) 対象となる高効率給湯器

以下の未使用の家庭用高効率給湯器の購入及び設置。

- ① 電気ヒートポンプ給湯設備（エコキュート）
- ② 潜熱回収型ガス給湯設備（エコジョーズ）
- ③ 潜熱回収型石油給湯設備（エコフィール）
- ④ 太陽熱利用システム（強制循環式ソーラーシステム・自然循環式太陽熱温水器）
- ⑤ ハイブリッド給湯設備
- ⑥ 家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）

(3) 引渡日（基準日）が、令和6年12月1日～令和7年5月31日（契約日※が、令和6年6月1日以降にものに限ります。）であること。

※契約日：高効率給湯器の工事請負契約日。新築（建売）住宅と同時に高効率給湯器の引渡しが行われた場合は、新築（建売）住宅の工事請負契約日（売買契約日）

※新築住宅の例・・・太陽光・蓄電池の例参照

2 補助金額 定額 15,000円

※当該機器の購入先及び設置に係る請負者が市内事業者であるときは、補助金額に5,000円を加算した額とします。

項目	補助金額	加算額	加算後補助金額
市民申請	15,000円	5,000円	20,000円

●家庭用生ごみ処理機・処理容器導入事業（市民対象）

1 補助要件

(1) 市内で住宅として使用する建物または補助事業者本人等が所有する土地に設置されたもの。（店舗及び、補助事業者本人が住宅として使用しない集合住宅（アパート等）への設置は、補助の対象になりません。）

(2) 対象となる家庭用生ごみ処理機・処理容器

以下の未使用の家庭用生ごみ処理機・処理容器の購入及び設置。

①家庭用生ごみ処理機

電気を使用し、家庭から排出される生ごみを減量し、又は堆肥化等により有効利用することを目的として製造された機器（生ごみを熱によって乾燥させるもの）。

②家庭用生ごみ処理容器

一般家庭における日常生活上生じる調理くず、食べ残し等の食品廃棄物を電力を

使用せず微生物等による発酵及び分解，乾燥，かくはん等により堆肥化または減量化させるための容器で未使用のものの購入にかかる費用を補助対象とします。

（補助対象容器の具体例）

○地上据置型コンポスト容器 ○密閉型コンポスト容器

○キエーロ

(3)当該機器の購入に係る領収日が令和6年12月1日～令和7年5月31日であること。

(4)家庭用生ごみ処理機・処理容器はエコ改善推進事業のみ補助対象です。エコ生活支援事業は補助対象外となりますので，申込期間にご注意ください。

2 補助金額

処理機の補助金額は，機器の購入費（消費税を含む。）の2分の1（その額が5,000円を超えるときは5,000円）とする。ただし，1,000円未満の端数が生じた場合，その端数を切り捨てるものとします。

3 対象者

①大崎市内に住所を有する者・事業者又は住所を有する見込みのある者。

※補助金交付申請時に大崎市内に住所を有することが条件となります。

②自己の住居・事務所として使用又は使用される予定のある建物（店舗，事務所等との兼用されるものを含む。）において補助事業を行う者。

③市税に未納が無い者・事業者。

④過去に同一事業区分の大崎市エコ改善推進事業補助金又は大崎市エコ生活支援事業補助金を受けていない者。

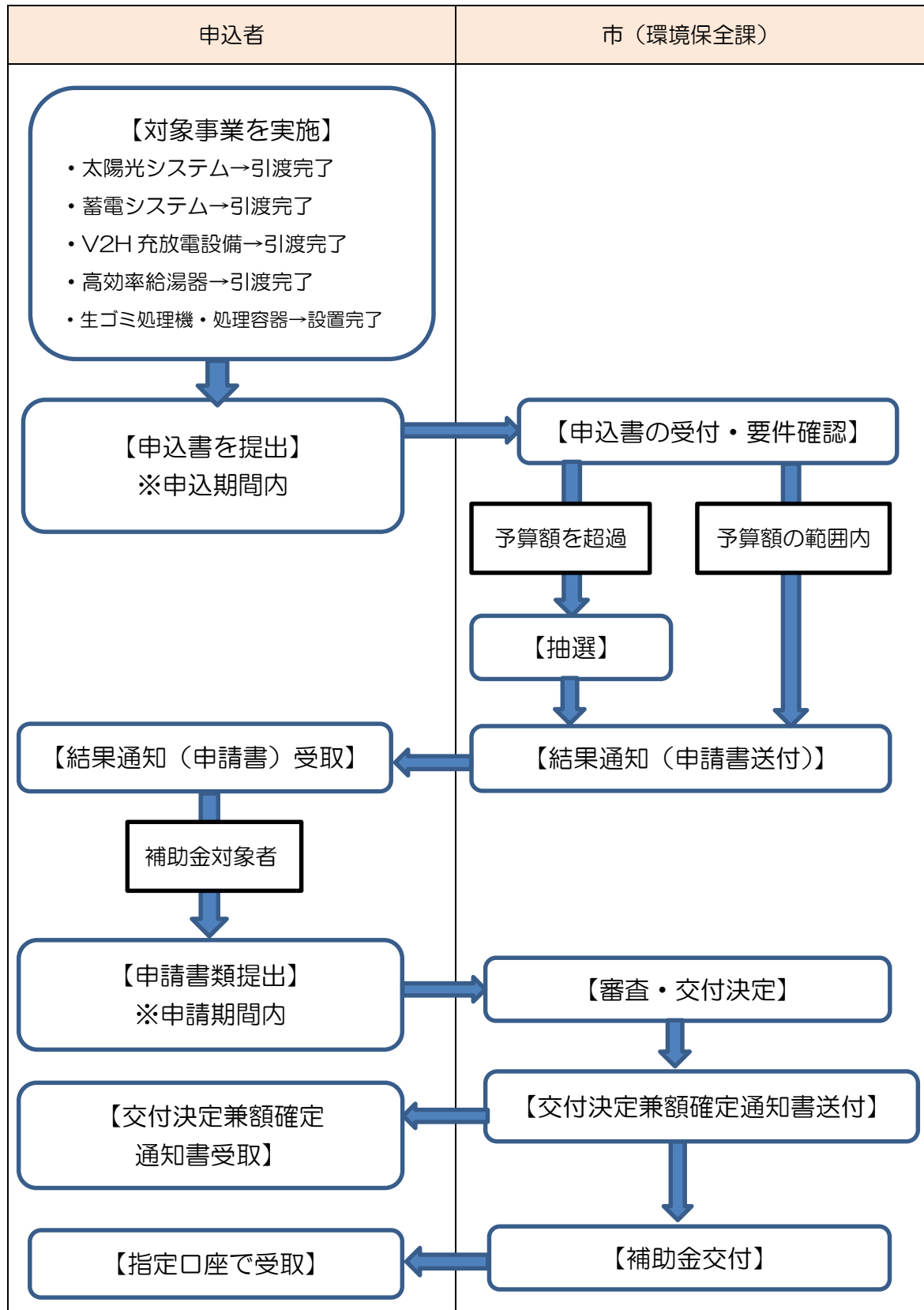
⑤暴力団員及び暴力団関係者でない者。

4 限度額

項目	加算後補助金限度額
市民・事業者申請	240,000円

（市内業者加算額も含めてとなります。）

5 申込から交付の流れ



6 事前申込の方法

1 申込期間

令和 7 年 6 月 2 日（月）から 6 月 30 日（月）

※申込できるのは、契約日が令和 6 年 6 月 1 日以降のものに限ります。

※生ゴミ処理機・処理容器は令和 6 年 12 月 1 日から令和 7 年 5 月 31 日までに購入したものに限りです。

【基準日】対象設備の引渡日

【基準日の確認方法】引渡証明書や保証書の引渡日を確認

2 申込の方法

(1)「大崎市エコ改善推進事業補助金事前申込書」（様式第 1 号）に必要事項を記入の上、次のいずれかの方法により、大崎市役所環境保全課（市役所本庁舎 3 階）あて提出してください。

①窓口・・・申込期間内に提出すること

②郵送・・・申込期間内に**必着**のこと

③メール・・・申込期間内に受信確認分のみ有効

(2) 設置事業者が代行して提出いただくこともできます。

(3) 同じ対象事業の重複申込はできません。

(4) 誤った募集区分に申し込んだ場合（または申請書類の審査中に、募集区分の誤りが判明した場合）、正しい募集区分が次回以降であれば、再度申し込みできます。（正しい募集区分の申込期間を過ぎてからの申込は受付できません。）

(5) 募集区分ごとの補助金の申込総額が、予算額を超過した場合、抽選により補助金申請対象者を決定します。

(6) 申込の結果は、後日お知らせします。補助金申請対象者になった方は、下記の方法により、申請期間内に必要書類を提出してください。

【申込先】

①窓口の場合

提出先：大崎市役所環境保全課又は各総合支所地域振興課へ提出

②郵送の場合

（宛先）〒989-6188

大崎市古川七日町 1-1 大崎市役所環境保全課

エコ改善推進事業担当あて

③メールの場合

メールアドレス：kankyo@city.osaki.miyagi.jp

件名を「エコ改善推進事業申込」としてください。

7 補助金交付申請方法

※事前申込の結果、対象となった方のみ申請できます。

1 申請期間

令和7年7月1日（火）から7月31日（木）

※申請期間を過ぎてからの申請は受付できません。

2 申請方法

(1) 次のいずれかの方法により、大崎市役所環境保全課（市役所本庁舎3階）あて提出してください。

①窓口・・・申込期間内に提出のこと

②郵送・・・申請期間内に必着のこと

③メール・・・申請期間内に受信確認分のみ有効

(2) 設置事業者が代行して提出いただくこともできます。

(3) 申請者の本人確認のため身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証等）の提示を求める場合があります。

(4) 申請書類に不備がなければ、補助金交付決定通知書兼額の確定通知書を送付の上、補助金を指定口座に振込みます。なお、補助金の振込口座は申請者名義とします。（申請者と口座名義人が異なる場合は、申請者の委任状（任意様式）の提出が必要です。）

3 申請書類

(1) 大崎市工コ改善推進事業事業補助金交付申請書兼請求書（様式第2号）

(2) 下記の「①共通書類」及び「②対象事業ごとの必要書類」を添付してください。

①共通書類

No.	必要書類	備 考
全事業 共通 ※家庭 用生ご み処理 機・処 理容器 は(1) 不要	工事請負契約書または売買契約書の写し （新築（又は対象機器付建売住宅）の場合、建築工事請負 契約書（又は売買契約書）の写しと対象システムの設置が 確認できる書類。）	対象設備の「製造会社」「型式」 （システム/パッケージ型番）「数 量」「金額」が確認できること
	領収書の写し （分割払い、割賦払いまたはローン払いの場合は、 その契約書の写し）	宛名が申請者本人であること ※振込による支払の場合も領収書が必要と なります。振込依頼書の控え等は、領収書の 代わりにはなりません
	建物の全体写真（カラー）	写真の撮り方（最後のページ）をご 確認ください
	対象設備の設置写真及び銘板写真（カラー）	
	振込口座の通帳の写しまたは振込口座情報が確認で きるもの	申請者と口座名義人が異なる場合 は、申請者の委任状（任意様式）の 提出が必要です。

②対象事業ごとの必要書類

※引渡証明書は、参考様式をご利用いただくこともできます。

事業名	必要書類	備 考
太陽光 発電設 置事業	引渡証明書	
	電力受給契約確認書の写し (売電契約をしていない場合、系統連系に係る契約書の写し)	
	太陽光システムの配置図	
	太陽光システム(全太陽電池モジュール)の出力対 比表	
定 置 用 リ チ ウ ム イ オ ン 蓄 電 池 導 入 促 進 事 業	電力受給契約確認書の写し (売電契約をしていない場合、系統連系に係る契約書の写し)	
	保証書、出荷証明書または検査成績書の写し	引渡日、購入者名、設置場所、販売店 名、メーカー名、型番号及び製造番号 等の製品情報が確認できる書類
	引渡証明書	保証書等で、引渡日、購入者名、 設置場所、販売店名、メーカー名、 型番号及び製造番号等の製品情報が 確認できれば 省略可
	太陽光発電設備を設置していることが分かる写真 等(カラー)	写真の撮り方(最後のページ)をご確 認ください
V 2 H 充 放 電 設 備 設 置事業	電力受給契約確認書の写し (売電契約をしていない場合、系統連系に係る契約書の写し)	
	保証書、出荷証明書または検査成績書の写し	引渡日、購入者名、設置場所、販売 店名、メーカー名、型番号及び製造 番号等の製品情報が確認できる書 類。
	引渡証明書	保証書等で、引渡日、購入者名、 設置場所、販売店名、メーカー名、 型番号及び製造番号等の製品情報が 確認できれば 省略可
	太陽光発電設備を設置していることが分かる写真 等(カラー)	写真の撮り方(最後のページ)をご確 認ください

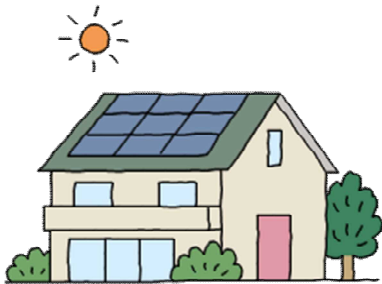
家庭用 高効率 給湯器 設置事 業	対象機器の保証書または納品書の写し	※対象機器の「製造会社」「型式」が記載されていること
	引渡証明書	保証書等で、引渡日、購入者名、設置場所、販売店名、メーカー名、型番号及び製造番号等の製品情報が確認できれば 省略可
家庭用 生ごみ 処理 機・処 理容器 導入事 業	対象機器・容器の保証書または納品書、取扱説明書表紙の写し (保証書の場合はお客様欄に住所・氏名を記載すること)	※対象機器の「製造会社」「型式」が記載されていること。
	対象機器に生ごみを投入している様子の写真 (カラー)	
	対象機器に生ごみを投入したのち、生ごみが堆肥化又は減量化した様子が確認できる写真(カラー)	



【写真の撮り方】

1 建物の全体写真（太陽光発電設備を設置していることが分かる写真）

○良い例



×木などに隠れている

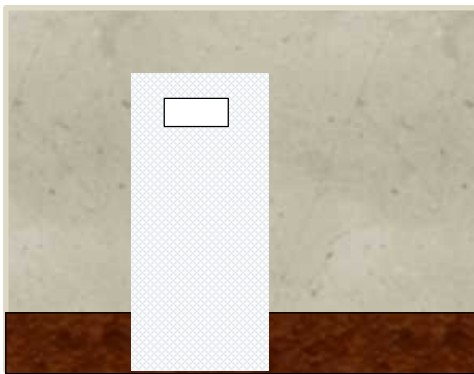


×見切れている



2 対象設備の設置写真及び銘板写真

（1）対象設備



（2）銘板

※型番・製造番号等、銘板の文字が鮮明に読み取れるよう撮影ください。

